

令和5年度第10回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年1月9日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第67号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第68号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第69号 農地の転用の許可の申請について

議案第70号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第71号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第72号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第73号 非農地通知交付申請について

議案第74号 農用地利用集積計画について

議案第75号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第76号 農用地利用計画の変更について

(2) 報告

報告第42号 現況証明願について

報告第43号 農地の改良のための届出の受理について

報告第44号 農地の転用のための届出の受理について

報告第45号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第46号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江  
5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊  
9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉  
13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志  
17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身  
24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志  
28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則  
32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春  
36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

#### 4 欠席委員

なし

#### 5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局長、事務局次長、総務係係長、主事
- (2) 農務課 主査、主事

#### 6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席はありません。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは11番の成田 恭淑委員と12番の保田 眞吉委員をお願いいたします。それでは議事にいたしまして、議案第67号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地利用最適化推進委員の委嘱について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、承認するものとします。それでは、山口委員に入室していただきます。（山口委員着席後）山口委員におかれましては、次の議事よりご参加をよろしくをお願いします。次に議案第68号を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

神谷 委員：申請番号45番 調査年月日は令和5年12月24日。本案件は、農家の家で育ち、今後農地を所有し、責任をもって耕作していきたいため、申請地を譲り受けたいと

いうものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 46 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 25 日。本案件は、今まで父親の農地の耕作を手伝ってきたが、申請地の近くに家を建築することになり、申請地を譲り受け一層農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 47 番 調査年月日は令和 6 年 1 月 4 日。本案件は、労力に余裕があり、申請地を譲り受けて農業経営基盤の拡大を図りたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳（雅）委員：申請番号 48 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 28 日。本案件は、今まで借り受けて耕作してきた申請地を購入して、農業経営を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享）委員：申請番号 49 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 29 日。本案件は、今まで譲渡人から農地の管理を依頼され、農地法の手続きを取らないまま申請地を借りて耕作を行っていたため、是正したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤（良）委員：申請番号 50 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 23 日。本案件は、自宅に近く耕作に都合が良いため、申請地を譲り受けて農業経営を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：申請番号 47 番について、譲受人は先月幼稚園の駐車場の違反転用を是正する申請が出ておりました。本案件については、そのようなことにならないようお願いします。

事務局：他の目的に転用されることはないと考えておりますが、事務局としましても監視してまいります。

酒井（功）委員：よろしく申し上げます。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 69 号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

成田 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 25 日。本案件は、自宅の駐車場が足りなくなり、申請地を駐車場として利用してきたため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤 (健) 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 23 日。本案件は、昭和 55 年頃から申請地を農家住宅の通路及び倉庫兼車庫として利用してきたため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第 70 号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 10 件説明を行った)

会長：ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

石川 委員：申請番号 75 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 29 日。本案件は、現在妻と子と賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井（美）委員：申請番号 76 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 24 日。本案件は、賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 77 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 24 日。本案件は、運送業を営んでいるが、仕事量が増加し大型トラックを増台する必要があるため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 78 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 25 日。本案件は、賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号 79 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 26 日。本案件は、製造業を営んでいるが、現在の工場が手狭であり、また、本社工場より離れており事業に支障が出ていることから申請地に新たな工場を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤（健）委員：申請番号 80 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 23 日。本案件は、賃貸住宅に夫婦で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 81 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 21 日。本案件は、現在住んでいる自宅兼店舗を廃業し、他人に賃貸することになったため、申請地に新たに分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可

といたします。

二村 委員：申請番号 82 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 29 日。本案件は、賃貸住宅に夫と 2 人で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

片岡 委員：申請番号 83 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 28 日。本案件は、現在の居住地を売却することになり、居住する場所がないことから申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 84 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 25 日。本案件は、昭和初期から公民館での会合等があった際に駐車場として利用し、また、町内のごみステーションとしても利用してきたため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第 71 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 4 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

酒井(功) 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 24 日。本案件は、申出事由の生じた方が、疾病により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 10 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 25 日。本案件は、申出事由の生じた方が、疾病により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 6 年 1 月 6 日。本案件は、申出事由の生じた方が、疾病により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享）委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 29 日。本案件は、申出事由の生じた方が、疾病により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 72 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

二村 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 30 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 10 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 30 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、特定貸付により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされてい

ることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 73 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

阿部田 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 25 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第 74 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に、議案第 75 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に、議案第 76 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って 7 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 29 日。本案件は、造園業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場兼資材置場として利用したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 27 日。本案件は、製造業を営んでいるが、現在の工場では手狭であり増設の余地がないため、申請地に新たな工場を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美) 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 5 年 12 月 25 日。現在賃貸アパートに妻と 2 人で暮らしているが、子どもが生まれることに伴い手狭となるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員

総合意見としては可といたします。

加藤（健）委員：申請番号4番 調査年月日は令和5年12月23日。本案件は、現在夫と子どもの3人で西尾市の社宅に暮らしているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

一つお願いとして、農地に近いところでは色々と問題が発生する可能性があり、農家に後で何か言われても困るので、申請書に問題が発生する可能性があることを記入し了承してもらおうようにしてください。

二村 委員：申請番号5番 調査年月日は令和5年12月29日。本案件は、現在妻と2人で幸田町のアパートに暮らしているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤 委員：申請番号6番 調査年月日は令和6年1月1日。本案件は、携帯電話等のサービスを提供する事業者が、サービスエリアの拡大と通話品質の改善を図るため、申請地に無線基地局を設置したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤（良）委員：申請番号7番 調査年月日は令和5年12月23日。本案件は、隣地のアパートを経営しているが、アパートに入るための通路がなく、現在賃借している通路から奥の駐車場に行くほど狭くなっており、通行に支障が生じているため、申請地を通路として利用したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

加藤（健）委員：農地の中に建物を建てるとなると、騒音や臭い等様々な問題が発生する可能性があり、後々農家に何か言われても困るので、そのような問題について理解し、了承している旨を申請書内に記載してもらうことはできますか。

事務局：今後はそのように記載していただきます。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、変更するものとしたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局:(以下について、報告書に沿って説明を行った)

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 現況証明願について                      | 1 件  |
| 農地の改良のための届出の受理について             | 2 件  |
| 農地の転用のための届出の受理について             | 7 件  |
| 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について | 34 件 |
| 農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について      | 1 件  |

会長:本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 36 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (11 番)

岡崎市農業委員会委員 (12 番)